

E i w a N e w s

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和3年10月
(No. 195)

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。これに伴い、適格請求書を交付できる適格請求書発行事業者となるための申請が、令和3年10月1日から受付開始となりますので、今回はこのインボイス制度についてご紹介します。

【1】概要

インボイス制度とは、複数税率に対応したものとして開始される消費税の仕入税額控除の方式です。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。この適格請求書を交付するためには適格請求書発行事業者の登録が必要となり、登録を受けなければ、取引先が仕入税額控除を行うことができないため、状況により登録の必要性を検討する必要があります。

【2】適格請求書

(1) 適格請求書の記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書(適用税率又は消費税額等のどちらか及び⑥を省略可)を交付することができます。

(2) 適格請求書の様式

適格請求書の様式は法令等で定められていないため、必要な事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。また、手書きの領収書であっても、必要な事項の記載がされていれば適格請求書に該当します。

【3】適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

また、消費税の免税事業者は登録を受けることができませんので、適格請求書発行事業者になるためには消費税の課税事業者を選択する必要があります。

※制度開始初年度から登録する場合は、登録のみで課税事業者となります。

【4】売手の留意点

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- (1) 適格請求書の交付
- (2) 返品や値引き等があった場合の適格返還請求書の交付
- (3) 修正した適格請求書の交付
- (4) 写しの保存

※標準税率の取引のみを行っている場合でも交付義務があります。

【5】買手の留意点

(1) 仕入税額控除の要件

一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が要件となります。

※簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額等を計算するため、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

(2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書等の交付が困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送及び自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等、郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

(3) 免税事業者からの仕入に係る経過措置

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことができません。ただし、導入後6年間は経過措置により以下の一定割合を控除することができます。

令和 5年10月 1日～令和 8年 9月30日(3年間) → 仕入税額相当額の80%

令和 8年10月 1日～令和11年 9月30日(3年間) → 仕入税額相当額の50%

令和11年10月 1日～ → 控除不可

この経過措置の適用を受けるためには、「80%控除対象」など経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨その他一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。